


所管部課	社会教育部 社会教育課	部長	小俣 学			
件名	東大和市立郷土博物館資料複写サービス要綱の一部を改正する要綱について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>令和4年4月1日の組織改正に伴い、主管課長名を改める必要があることから、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容 本要綱第5条第2項中「社会教育課長」を「生涯学習課長」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 組織改正に沿った要綱となり、適切な運用が図られる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月23日 令和4年第3回東大和市教育委員会定例会において、報告済み。 ・令和4年3月23日付け教育長決裁 						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、事務処理を進めることとしたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。